肉用牛肥育経営安定交付金制度(牛マルキン)の納付猶予牛に係る1頭当たりの負担金単価について【令和元年10・11・12月分】

肉用牛肥育経営安定交付金交付要綱(平成30年12月26日付け30農畜機第5251号)の附則13及び21の規定により負担金の納付期限を猶予した登録肉用牛(以下「納付猶予牛」という。)に係る負担金の額については、それぞれ同附則14、15及び22の規定に基づき、標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、当該納付猶予牛に係る交付金の額に4分の1を乗じて得た額となっています。

令和元年10・11・12月の交付金単価の確定により、当該納付猶予牛のうち同期間に販売された交付対象牛の負担金単価を下記のとおり公表します。

なお、各被害登録生産者の負担金の額については、交付金交付通知書等によりご確認ください。

記

1. 肉専用種

算出の区域	令和元年10月	令和元年11月	令和元年12月
福島県	6, 511. 275 円	0 円	6,852.150 円
茨城県	5, 630. 625 円	0 円	0 円
千葉県	2,836.125 円	0 円	2, 220. 975 円

2. 交雑種

令和元年10月	令和元年11月	令和元年12月
3,817.800 円	89.100 円	0 円

3. 乳用種

令和元年10月	令和元年11月	令和元年12月
12, 180. 600 円	13, 431. 600 円	15, 760. 575 円

※機構及び積立金管理者が、畜産関連施設の被害を証明する書面の交付を 受けたことを確認した被害登録生産者を対象とします。

連絡先

畜産経営対策部 肉用牛肥育経営課 担当:宅間、菅原、小南、河西

電話:03-3583-8562